

頁	新	旧
767 ～ 768	<p>③無申告加算税の加重の記述を修正</p> <p>③ 無申告加算税額の加重</p> <p>i 無申告加算税が課される場合において、納付すべき関税額（既に、修正申告等がされたときは、その関税に係る累積納付関税額を加算した額）が50万円を超える場合には、納付すべき関税額に15%の割合を乗じて計算した金額に、当該超える部分に相当する関税額（既に、5%の加重無申告加算税が課された累積増差税額がある場合には、その累積増差税額を控除した残額）に5%の割合を乗じて計算した金額が加算される《関法第12条の3第2項》。</p> <p>すなわち、累積納付関税額と納付すべき関税額の合計額が50万円を超える場合には、納付すべき関税額のうち50万円を超える部分の関税額については、20%となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{加重無申告加算税額} = (\text{納付関税額} - \text{基準額}) \times 5\%$ </div> <p><u>なお、この加重規定は、関税法第12条の3第5項の規定が適用される場合（前記②-iiのケース）には、適用にならない。</u></p>	<p>③ 無申告加算税額の加重</p> <p>i 無申告加算税が課される場合において、納付すべき関税額（既に、修正申告等がされたときは、その関税に係る累積納付関税額を加算した額）が50万円を超える場合には、納付すべき関税額に15%の割合を乗じて計算した金額に、当該超える部分に相当する関税額（既に、5%の加重無申告加算税が課された累積増差税額がある場合には、その累積増差税額を控除した残額）に5%の割合を乗じて計算した金額が加算される《関法第12条の3第2項》。</p> <p>すなわち、累積納付関税額と納付すべき関税額の合計額が50万円を超える場合には、納付すべき関税額のうち50万円を超える部分の関税額については、20%となる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\text{加重無申告加算税額} = (\text{納付関税額} - \text{基準額}) \times 5\%$ </div> <p style="text-align: right;"><u>（新規）</u></p>

770	2. 計算事例の一部を修正		
771	(省略)	(省略)	
	《正解》 <u>17,500 円</u>	《正解》 <u>32,500 円</u>	
	(省略)	(省略)	
	① 無申告加算税額の計算の考え方	① 無申告加算税額の計算の考え方	
	(省略)	(省略)	
	ii なお、本修正申告による累積納付税額（45 万円+35 万円）が 50 万円を超えるために、原則として、関税法第 12 条の 3 第 2 項に基づき当該超える部分に対しては無申告加算税が 5 %加重されることとなっているが、本事例の場合には、T 社は、税関から調査の通知を受けていないことから、同条第 5 項の規定に基づき、同法第 2 項の規定は適用とならないこととされており、5 %の加重はない。	ii なお、本修正申告については、累積納付税額（45 万円+35 万円）が 50 万円を超えるために、50 万円を超える額に対しては、その部分について加算税の加重が行われる。 <u>したがって、（45 万円+35 万円）-50 万円=30 万円が加重加算税（税率 5 %）の課税標準となる。</u>	
	(省略)	(省略)	
	② 計算	② 計算	
	i (省略)	i (省略)	
	(削除)	ii 加重無申告加算税額	
	(削除)	<u>300,000 円 × 5% = 15,000 円（百円未満の端数切捨て）</u>	
		iii 納付無申告加算税額	
		<u>i 17,500 円 + ii 15,000 円 = 32,500 円</u>	